

十七 東京湾岸特定狨具使用禁止区域（狨器）

市原市瀬又地先の千葉市と市原市との境界線と県道日吉普田停車場線との接点を起点とし、同所から県道日吉普田停車場線を南西へ進み市原市市道四三五九号線との接点に至り、同所から同市市道四三三九号線を南東へ進み同市市道〇二二〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二〇号線を北西へ進み県道普田停車場潤井戸線との接点に至り、同所から県道普田停車場潤井戸線を西へ進み同市市道四一三三三号線との接点に至り、同所から同市市道四一三三三三号線を南東へ進み同市市道四三五一号線との接点に至り、同所から同市市道四三五一号線を南西へ進み同市市道八三三八号線との接点に至り、同所から同市市道八三三八号線を北西へ進み同市市道八三三六号線との交点に至り、同所から同市市道八三三六号線を北西へ進み県道普田停車場潤井戸線との接点に至り、同所から同市市道〇〇〇二二二号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇〇二二二号線を北西へ進み同市市道三三七番三地先の東京電力パワーグリッド株式会社送電線との交点に至り、同所から同送電線を南西へ進み袖ヶ浦市中道平上代宿線との交点に至り、同所から同市市道平上代宿線を北西へ進み県道袖ヶ浦姉崎停車場線との接点に至り、同所から県道袖ヶ浦姉崎停車場線を南西へ進み県道袖ヶ浦中島木更津線との接点に至り、同所から県道袖ヶ浦中島木更津線を南西へ進み県道木更津袖ヶ浦線を南西へ進み県道木更津末吉線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を南西へ進み木更津市文京四丁目五番一六地先に至り、同所から県道木更津末吉線を南西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を南西へ進み県道木更津富津線との交点に至り、同所から県道木更津富津線を南西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を南西へ進み県道木更津富津線との交点に至り、同所から同市市道富津漁港線を北東へ進み同市市道長浜第二線との接点に至り、同所から同市市道長浜第二線を北西へ進み同市市道長浜第一線を北西へ進み同市市道長浜第一線の終点に至り、同所から同市市道長浜第二線を北西へ延長した直線を北西へ進み海岸汀（てい）線との交点に至り、同所から海岸汀（てい）線を北東へ進み富津漁港西側護岸の東端に至り、同所から同所と富津市新富地先の北緯三五度一〇分四八秒、東経一三九度四八分五〇秒の点とを結んだ直線を北東へ進み同市新富地先の北緯三五度二〇分四八秒、東経一三九度四八分五〇秒の点に至り、同所から同所と同市新富地先の北緯三五度二〇分四八秒、東経一三九度四八分五〇秒の点に至り、同所から同所と同市新富地先の北緯三五度二〇分四八秒、東経一三九度四八分五〇秒の点とを結んだ直線の海岸汀（てい）線の西端とを結んだ直線を北東へ進み同市君津地先の海岸汀（てい）線の西端に至り、同所から海岸汀（てい）線を北東へ進み木更津市新港地先の北緯三五度二分二秒、東経一三九度五三分四一秒の点に至り、同所から同所と同市久津間地先の北緯三五度二分四秒、東経一三九度五三分五二秒の点とを結んだ直線を北西へ進み同市久津間地先の北緯三五度二分四秒、東経一三九度五三分五二秒の点に至り、同所から同所と同市久津間地先の北緯三五度二分四秒、東経一三九度五三分五二秒の点とを結んだ直線を北西へ進み同市北浜町地先の畔戸漁港護岸の北西端に至り、同所から畔戸漁港護岸を東へ進み北浜橋との交点に至り、同所から北浜橋を南東へ進み同市畔戸地先の護岸との交点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の金田水門との接点に至り、同所から金田水門を北へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北へ進み同市中島地先の同護岸の北東端に至り、同所から同所と同市中島四、三六六番九地先の護岸の南端とを結んだ直線を南東へ進み同護岸の南端に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の高須水門との接点に至り、同所から高須水門を北東へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の呑堀水門に至り、同所から呑堀水門を北東へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市牛込一、四三四番六地先に至り、同所から同護岸を北西へ進み同市牛込一、四三五番一地先に至り、同所から同護岸を北東へ進み袖ヶ浦市市道南袖神納線との接点に至り、同所から同市市道南袖神納線を北東へ進み同市南袖地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中袖一五番一地先の同護岸の北東端に至り、同所から同所と千葉市美浜区新港三三六番地先の護岸の南端とを結んだ直線を北東へ進み同市美浜区新港三三六番地先の同護岸の南端から三キロメートルの点に至り、同所から同所から東京湾海岸汀（てい）線と千葉市と市原市との境界線との交点とを結んだ直線を南東へ進み東京湾海岸汀（てい）線と同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東へ進み起点に至る線と囲まれた区域

十八 大網高校中正農場特定狨具使用禁止区域（狨器）

千葉市緑区下大和田町二、三四三番一地先の里道と千葉市と大網白里市との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を南へ進み千葉市市道上大和田町七号線との接点に至り、同所から同市市道大和田町七号線を西へ進み同市市道大和田町五号線との接点に至り、同所から同市市道大和田町五号線を北東へ進み同市緑区上大和田町五九三番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を東へ進み起点に至る線と囲まれた区域

十九 八千代市保呂特定狨具使用禁止区域（狨器）

八千代市保呂地先の八千代市市道保呂一五号線と県道八千代宗像線との接点を起点とし、同所から県道八千代宗像線を東へ進み同市市道保呂一五号線との接点に至り、同所から同市市道保呂一五号線を南東へ進み同市市道保呂八号線との接点に至り、同所から同市市道保呂八号線を南西へ進み同市市道保呂一五号線との接点に至り、同所から同市市道保呂一五号線を北西へ進み起点に至る線と囲まれた区域

二十 佐原水郷特定狨具使用禁止区域（狨器）

香取市市道二二四二号線と東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点を起点とし、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を北西へ進み両総用水排水路右岸との交点に至り、同所から両総用水排水路右岸を北東へ進み利根川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を東へ進み同市市道一一四二号線との接点に至り、同所から同市市道一一四二号線を南西へ進み起点に至る線と囲まれた区域

二十一 海老川特定狨具使用禁止区域（狨器）

山武郡横芝光町宮川地先の国道一六号と山武郡横芝光町町道F二五二一五号線との接点を起点とし、同所から同町町道F二五二一五号線を北東へ進み同町町道一〇二〇号線との接点に至り、同所から同町町道一〇二〇号線を北東へ進み市道二一八号線との接点に至り、同所から同市市道二一八号線を北東へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を南西へ進み起点に至る線と囲まれた区域

二十二 豊里特定狨具使用禁止区域（狨器）

銚子市諸持町地先の銚子市市道二〇二八号線と同市市道二〇二九七号線との接点を起点とし、同所から同市市道二〇二九七号線を西へ進み同市市道二〇二二二号線との接点に至り、同所から同市市道二〇二二二号線を南西へ進み県道多古笹本線との接点に至り、同所から県道多古笹本線を西へ進み香取郡東庄町町道〇二二二二号線

先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同市道中島・荻作線との接点に至り、同所から同市道中島・荻作線を北へ進み同市道泉・中小線との接点に至り、同所から同市道泉・中小線を南西へ進み同市道六手・中島線との接点に至り、同所から同市道六手・中島線を北西へ進み県道荻作津線との接点に至り、同所から県道荻作津線を北西へ進み国道二一七号との接点に至り、同所から国道二一七号を南東へ進み同市道四号幹線との接点に至り、同所から同市道四号幹線を北西へ進み県道津青堀線との接点に至り、同所から県道津青堀線を南西へ進み富津市道大堀二間塚線との接点に至り、同所から同市道旧役場五区線との接点に至り、同所から同市道旧役場五区線を北西へ進み同市道大堀二間塚線を北西へ進み同市道坂口線との接点に至り、同所から同市道坂口線を北東方向へ曲がる屈折点に至り、同所から同市道坂口線を北東へ進み同市道坂口二号線と北東方向へ進む同市道大堀一、八一七番一三地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を北東へ進み県道木更津富津線との接点に至り、同所から県道木更津富津線を北東へ進み木更津市と君津市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市北子安八八番三地先の国道二一七号との接点に至り、同所から国道二一七号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十六 野呂特定御具使用禁止区域 (統整)

千葉市若葉区野呂町地先の国道二一六号と千葉市市道野呂町五六号線との接点を起点とし、同所から同市道野呂町五六号線を北へ進み同市市道野呂町一四号線との接点に至り、同所から同市道野呂町一四号線を北東へ進み同市道古泉町八一号線との接点に至り、同所から同市道古泉町八一号線を北へ進み同市道中田町一五〇号線との接点に至り、同所から同市道中田町一五〇号線を北に進み同市若葉区古泉町三八九番一地先の道路との接点に至り、同所から同市道中田町一五〇号線を北東へ進み同市若葉区古泉町四六九番一地先の道路との接点に至り、同所から同市若葉区古泉町四六九番一地先の道路を北東へ進み同市道泉町一四号線との接点に至り、同所から同市道泉町一四号線を南東へ進み国道二一六号との接点に至り、同所から国道二一六号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十七 安須特定御具使用禁止区域 (統整)

市原市浅井小向地先の市原市道二一三号線と同市市道五一六五号線との接点を起点とし、同所から同市市道五一六五号線を北東へ進み同市道八四〇九号線との接点に至り、同所から同市市道八四〇九号線を南西へ進み同市市道五〇三八号線との接点に至り、同所から同市市道五〇三八号線を南西へ進み同市市道一三三号線との接点に至り、同所から同市市道一三三号線を南東へ進み同市市道六五一八号線との接点に至り、同所から同市市道六五一八号線を北東へ進み同市市道一三三号線との接点に至り、同所から同市市道一三三号線を北西へ進み同市市道六〇〇一七号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇一七号線を北西へ進み県道南総姉崎線との接点に至り、同所から県道南総姉崎線を北西へ進み同市市道六四七九号線との接点に至り、同所から同市市道六四七九号線を北東へ進み同市市道五〇四四号線との接点に至り、同所から同市市道五〇四四号線を北東へ進み同市市道一三三号線との接点に至り、同所から同市市道一三三号線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十八 荒木根特定御具使用禁止区域 (統整)

いすみ市大野地先の荒木根ダム堤防といすみ市大野三九九〇番四六地先の荒木根ダム管理用道路との接点を起点とし、同所から荒木根ダム管理用道路を南東へ進み県道天津小湊夷隅線との接点に至り、同所から県道天津小湊夷隅線を南西へ進み勝浦市市野郷一、三七六番三〇地先の管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北西へ進み同市市野郷一、三七六番八地先の水路との接点に至り、同所から同水路を北西へ進み薄原堰の南端に至り、同所から薄原堰東岸を北西へ進み夷隅郡大多喜町石神一、四五八番三三地先の荒木根ダム管理用道路との接点に至り、同所から荒木根ダム管理用道路を北西へ進み荒木根ダム堤防との接点に至り、同所から荒木根ダム堤防を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十九 大戸見特定御具使用禁止区域 (統整)

君津市大坂地先の君津市市道久留里松丘線と国道四一〇号との接点を起点とし、同所から国道四一〇号を南東へ進み同市市道広岡大戸見線との接点に至り、同所から同市市道広岡大戸見線を南西へ進み同市市道久留里松丘線との接点に至り、同所から同市市道久留里松丘線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十 上泉特定御具使用禁止区域 (統整)

袖ヶ浦市上泉地先の袖ヶ浦市上泉一、七六四番九の七地先の農道と同市市道飯富上泉線との接点を起点とし、同所から同市市道飯富上泉線を東へ進み県道千葉鴨川線との交点に至り、同所から県道千葉鴨川線を南へ進み同市市道上泉二一三三号線との接点に至り、同所から同市市道上泉二一三三号線と北東へ進み県道上高根北袖線との接点に至り、同所から県道上高根北袖線を南東へ進み同市市道永吉上泉線との交点に至り、同所から同市市道永吉上泉線を南東へ進み県道南総昭和線との接点に至り、同所から県道南総昭和線を南西へ進み県道千葉鴨川線との交点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北東へ進み同市市道上泉二一三三号線との接点に至り、同所から同市市道上泉二一三三号線を北西へ進み同市市道飯富上泉線との接点に至り、同所から同市市道飯富上泉線を西へ進み同市市道下泉一三三三号線との接点に至り、同所から同市市道下泉一三三三号線を南西へ進み同市下泉一、三八九番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市下泉一、三九七番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北へ進み同市上泉一、七六四番一の一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十一 坂田池特定御具使用禁止区域 (統整)

山武郡横芝光町坂田池地先の山武郡横芝光町町道一―一七号線と県道横芝下総線との接点を起点とし、同所から県道横芝下総線を南東へ進み同町町道A三〇四号線との接点に至り、同所から同町町道A三〇四号線を南東へ進み同町町道A三〇六号線との接点に至り、同所から同町町道A三〇六号線を南西へ進み県道横芝下総線との接点に至り、同所から県道横芝下総線を北西へ進み同町町道B二〇七号線との接点に至り、同所から同町町道B二〇七号線を南西へ進み山武市と山武郡横芝光町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町町道二―一四号線との接点に至り、同所から同町町道二―一四号線を西へ進み同町町道B一八九号線との接点に至り、同所から同町町道B一八九号線を北西へ進み同町町道B一八九号線との接点に至り、同所から同町町道一―一七号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十二 大吠特定御具使用禁止区域 (統整)

銚子市唐子町地先の国道二一六号と東日本旅客鉄道株式会社総武本線との交点を起点とし、同所から東日本旅客鉄道株式会社総武本線を南東へ進み銚子電気鉄道株式会社銚子電気鉄道線との接点に至り、同所から銚子電気鉄道株式会社銚子電気鉄道線を南東へ進み銚子市市道新生長崎町線との交点に至り、同所から同市道新生長崎町線を南東へ進み県道銚子公園線との接点に至り、同所から県道銚子公園線を南東へ進み同市市長崎町九号線との接点に至り、同所から県道銚子公園線を南西へ延長した直線を南西へ進み海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を西へ進み同市市道天若二一七号線の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同

